

研究活動における不正行為の防止等に関する規程

平成19年8月29日 規程第19-72号
改正：平成26年9月 3日 規程第26-40号
改正：平成27年3月 12日 規程第27-6号
改正：平成27年7月16日 規程第27-52号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究者 機構において研究活動に従事する役職員、名誉教授及び日本学術振興会特別研究員並びに機構において研究活動に従事する所属する機関を持たない大学共同利用システム研究員及び客員をいう。

(2) 共同研究 共同研究規程第1条第1項に規定する共同研究だけでなく、複数名の研究者（前号の研究者及び機構外の研究者を含む。）、研究グループが共同で行う研究をいう。

(3) 研究成果の発表 研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、学会、学術論文誌、学術講演、学術出版等において公開することをいう。

(4) 特定不正行為 故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん、又は盗用をいう。

(5) 保存すべき研究データ 発表された研究成果の適正性を証明する客観的で検証可能な実験データ、研究ノートまたはその他の証拠をいう。

(6) 成果発表責任者 研究成果の発表の責任者をいう。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、宇宙航空研究開発機構における研究の公正な推進のための研究者行動規範に基づいて行動しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(総括責任者)

第4条 総括責任者は、研究倫理の向上、研究活動上の不正行為の防止及び特定不正行為の調査等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

2 総括責任者は理事長をもって充てる。

(研究倫理教育責任者)

第5条 研究倫理教育責任者は、各部・部門等における研究倫理研修について実質的な責任と権限を持つ者であり、各部・部門等における研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関する責任者として、次に掲げる業務を行う。

(1) 各部・部門等に所属する対象となる研究者に対し、第8条第1号に定める倫理委員会が決定した研究倫理研修を定期的に受講させるものとする。

(2) 前号の研究倫理研修の受講を管理するものとする。

(3) 共同研究について第9条及び第10条に定める責務を有するものとする。

(4) 成果発表責任者から第11条に基づき提出されたチェックシートを、当該研究成果の発表時から、文書管理規程(規程15-21号)により10年間保管するものとする。

(5) 前号のチェックシートに基づき、手続きが履行されていることについて適宜、証拠書類の提示等を求める等により点検するものとする。

(6) 公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

2 研究倫理教育責任者は、組織規程(規程第15-3)第6条、第7条第1項、第3項、第8条、第9条及び第10条に定める組織の長をもって充てる。

(研究倫理教育副責任者)

第6条 研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育責任者の命を受け、これを補佐し、研究倫理教育責任者の職務を総括整理する。

2 研究倫理教育副責任者は、組織規程第7条第2項に定める組織の長及び同第10条に定める組織においてはプログラスマネージャをもって充てるほか、研究倫理教育責任者は、責任の範囲を明確にした上で、研究倫理教育副責任者を任命することができる。

(研究倫理委員会の設置)

第7条 機構に、研究者による不正行為を防止するため、以下の組織体制による研究倫

理委員会（以下、「倫理委員会」という。）を置く。

- 2 倫理委員会は、委員長、副委員長及び委員によって組織する。
- 3 委員長は、研究開発部門長をもって充てる。
- 4 委員長は、倫理委員会の業務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長の指名によって委員のうちから任命する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を行う。
- 7 委員は、次の各号に掲げる者を委員長が指名する。
 - (1) 第14条に定める研究公正管理者
 - (2) 宇宙科学研究所所長、航空技術部門長
 - (3) 総務部長、宇宙科学研究所科学推進部長、航空技術部門事業推進部長、研究開発部門研究推進部長
 - (4) 科学研究について専門知識を有する役職員
 - (5) 科学研究における行動規範について専門知識を有する外部有識者
 - (6) その他委員長が指名する者
- 8 委員会の事務は研究開発部門において処理する。

（倫理委員会の職務）

第8条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 研究倫理についての研修の企画及び実施に関する事項
- (2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
- (3) 第25条に基づき設置される予備調査委員会並びに第28条に設置される調査委員会の設置及び委員の選定等に関する総括責任者及び研究公正管理者への助言
- (4) 調査委員会の調査結果を受け具体的な是正措置等の検討
- (5) その他研究倫理を含む、研究活動上の不正行為の防止に関する事項

第3章 研究活動上の不正行為の防止に関する取組

（共同研究における責任体制の明確化）

第9条 研究倫理教育責任者は、自ら掌理する組織における研究者に対し、共同研究におけるそれぞれの責任分担を明確にすることを指導する責務を有する。

（共同研究における研究成果の責任体制の明確化）

第10条 研究倫理教育責任者は、共同研究の成果発表を行う研究者に対し、下記について指導する責務を有する。

(1) 研究成果を発表しようとする際には、一名もしくは複数名の成果発表責任者を決めるとともに、共同発表者の責任分担を定めなければならないこと。

(2) 研究成果に疑義が生じた場合、成果発表責任者は、該当する責任を分担する共同発表者とともに、研究成果の公正性を説明しなければならないこと。

(3) 共同発表者は、研究成果の内容を十分に検討、確認しなければならないこと。

(4) 研究成果の発表時の共同発表者の役割分担と責任の明確化については、学会、論文誌等がそれぞれに規定する発表規程、投稿規程等を遵守し、適切に行うことが求められること。

(成果発表責任者の責務)

第11条 成果発表責任者は、発表手続きとして必要な確認を、別に定めるチェックシートにより行い、チェックシートを研究倫理教育責任者に提出しなければならない。

2 成果発表責任者は、機構の使命や社会の利益に反する発表がなされていないかなどの社会的な信頼性に加えて、研究・開発成果等の外部発表規程（規程第16-14号）に定められた手続きがなされているかを確認しなければならない。

(保存すべき研究データの保存・開示)

第12条 文書保存期間等の基準（総務部長通達第15-4号）による法人文書の保存期間基準に係わらず、研究者は、保存すべき研究データを当該論文等の発表後、原則として5年間（文書保存期間等の基準に定める保存期間が5年を超える場合には当該保存期間）保存しなければならない。

2 各部・部門等の研究倫理教育責任者は、保存が本質的に困難なものや保存にコストがかかるもの等については、前項にかかわらず、合理的な範囲で保存すべき研究データの保存対象及びその保存期間を定めることができる。

3 研究者は、保存が本質的に困難なものや保存にコストがかかるもの等については、本条第1項及び第2項にかかわらず、研究倫理教育責任者の承認を得た上で、合理的な範囲で保存すべき研究データを廃棄することができる。

4 研究倫理教育責任者は、本条第2項又は第3項について承認を与えた場合、倫理委員会に報告しなければならない。

5 研究者は、異動又は退職する場合は、原則として、異動又は退職する前の研究倫理教育責任者に保存すべき研究データを提出する。

6 前項において提出された保存すべき研究データについて、研究倫理教育責任者は、定められた保存期間まで保存しなければならない。

7 前項にかかわらず、異動又は退職する研究者が保存すべき研究データの提供等を希望する場合、研究倫理教育責任者は、文書管理規程（規程15-21号）、セキュリティ規程（規程15-47号）において求められる必要な手続きを行い、定められた保存

期間まで許可された保存すべき研究データを当該研究者に保存させることができる。

8 前項に基づき異動又は退職する研究者に保存すべき研究データを保存させる場合、研究倫理教育責任者は、当該研究データの所在を追跡可能とするため必要な措置をとる。

(若手研究者への適切な支援助言)

第13条 若手研究者への適切な支援助言については、別に人事部が定めるものとする。

第4章 告発の受付

(研究公正管理者)

第14条 機構に、特定不正行為への対応に関する責任者として、研究公正管理者を置き、総務担当理事をもって充てる。

(告発の受付窓口)

第15条 特定不正行為に関する告発窓口は、コンプライアンス推進要領(総務部長通達第23-4号)に定めるコンプライアンス総合窓口とする。

2 告発窓口における運用については、本規程に定めるほか、上記通達による。

(特定不正行為に関する告発)

第16条 特定不正行為の可能性があると思料する者は、何人も、前条第1項に規定する告発窓口で告発を行うことができる。

(告発者の責務)

第17条 前条による告発をしようとする者(以下「告発者」という。)は、告発窓口に対して、原則として、顕名により、特定不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、特定不正行為の態様、その他事案の内容を明示し、かつ不正とする合理的理由を示して告発を行わなければならない。

2 前項にかかわらず匿名による告発があった場合は、当該告発の内容に応じ、次条の定めに基づいて告発を受け付けることができる。この場合、当該告発をした者には、この規程に定める告発者に対する通知及び開示を実施しないものとする。

3 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、特定不正行為の疑いが指摘された場合(特定不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、特定不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、研究公正管理者は、倫理委員会委員長の意見を踏まえた上で、これを匿名の告発に基づいて取り扱うことができる。

(告発の受理等)

第18条 告発窓口は、第16条に定める告発を受けたときは遅滞なく、総括責任者及び研究公正管理者に報告する。

2 研究公正管理者は、前項の告発の報告を受けたときは、前条に定める告発の条件に合致するか否か検討の上その受理又は不受理を決定し、その結果を告発者に通知するものとする。

3 第20条にかかわらず、告発者の同意を得た場合は、告発者の氏名を開示することができる。

(告発の相談)

第19条 特定不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続きについて疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められている等であるときは、告発窓口は、総括責任者及び研究公正管理者に報告するものとする。

4 前項の報告があったときは、研究公正管理者は、その内容を確認し、倫理委員会委員長の助言を踏まえた上、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

第5章 関係者の取扱い

(秘密保持義務)

第20条 この規程に定める業務にかかわる全ての者は、本規程に基づく特定不正行為の調査等に関し知り得た内容(既に公知であるものを除く。)を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 総括責任者及び研究公正管理者は、告発者、調査対象の研究者(以下、「対象研究者」という。)、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び対象研究者の意に反して外部漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 総括責任者又は研究公正管理者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び対象研究者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明

することができる。ただし、告発者又は対象研究者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 総括責任者、研究公正管理者又はその他の関係者は、告発者、対象研究者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、対象研究者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

（利益相反関係の排除）

第21条 倫理委員会、予備調査委員会、調査委員会の委員長、委員及びその事務局を担当する職員、研究公正管理者並びにコンプライアンス総合窓口を担当する職員は、自らが関係する第16条及び第19条による告発の処理に関与してはならない。

2 研究公正管理者は、利益相反者が、前項の業務にあたっている場合には、直ちに、当該利益相反者に替えて、別途適切な者を充てるものとする。

3 総括責任者は、研究公正管理者が利益相反者に該当する場合には、第14条にかかわらず、他の理事を研究公正管理者として指名し、当該告発に係る特定不正行為への対応に関する責任者とする。

（告発者の保護）

第22条 研究倫理教育責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 機構に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

3 総括責任者は、告発者に対して不利益な取り扱いを行ったものがいた場合は、就業規則（規程第15-23号）その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。

4 総括責任者は、第24条に定める悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（対象研究者の保護）

第23条 機構に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該対象研究者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

2 総括責任者は、相当な理由なしに、対象研究者に対して不利益な取り扱いを行った者がいた場合は、就業規則（規程第15-23号）その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。

3 総括責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該対

象研究者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該対象研究者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第24条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、対象研究者を陥れるため又は対象研究者の研究を妨害するため等、専ら対象研究者に何らかの不利益を与えること又は対象研究者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

2 総括責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

3 総括責任者は、前項の処分が課されたときは、配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第6章 事案の調査

(予備調査の実施)

第25条 第18条に基づく告発の受理を決定した場合又は研究公正管理者がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、研究公正管理者は倫理委員会委員長の助言を踏まえた上、予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、研究公正管理者が倫理委員会委員長の助言を踏まえた上、指名する。

3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る研究データを保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第26条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第27条 予備調査委員会は、告発を受理した日又は予備調査の指示を受けた日から起算して概ね30日以内に、予備調査結果を総括責任者に報告する。

2 総括責任者は、予備調査結果及び倫理委員会委員長の助言を踏まえた上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。

3 総括責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び対象研究者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

4 総括責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

5 総括責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第28条 総括責任者は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、調査委員会を設置する。

2 前項の調査委員会は、次に掲げる委員で構成する。ただし、委員の半数以上は、機構の役職員以外の者とする。

(1) 研究公正管理者

(2) 研究公正管理者が倫理委員会の助言を踏まえた上、指名した役職員及び外部有識者

(3) 科学研究における行動規範について専門知識を有する外部有識者

(4) 法律の知識を有する外部有識者

(本調査の通知)

第29条 総括責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び対象研究者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者又は対象研究者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、総括責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 総括責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、倫理委員会の助言を踏まえた上、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び対象研究者に通知する。

(本調査の実施)

第30条 調査委員会は、本調査の実施の決定後概ね30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発者及び対象研究者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、研究データの精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

4 調査委員会は、対象研究者による弁明の機会を設けなければならない。

5 調査委員会は、対象研究者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、対象研究者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

6 告発者、対象研究者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第31条 本調査の対象は告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した対象研究者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第32条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他の関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が機構でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他の関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、対象研究者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第33条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関の求めに応じ、本調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第34条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論

文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(特定不正行為の疑惑への説明責任)

第35条 調査委員会の本調査において、対象研究者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第30条第5項の定める保障を与えなければならない。

第7章 特定不正行為等の認定

(認定の手続き)

第36条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して概ね150日以内に調査した内容をまとめ、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容及び発生要因、特定不正行為に関与した者とその関与の度合、特定不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、概ね150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して総括責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、特定不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が第24条に定める悪意に基づく告発であると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、本条第1項又は第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、総括責任者、倫理委員会及び人事部長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第37条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、対象研究者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、対象研究者による自認を唯一の証拠として特定不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、対象研究者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、特定不正行為と認定することができる。第12条に定める本来存在すべき保存すべき研究データの不足により、対象研究者が特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第38条 総括責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、対象研究者及び対象研究者以外で特定不正行為に関与したと認定されたものに通知するものとする。対象研究者が機構以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 総括責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

3 総括責任者は、第24条に定める悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が機構以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(異議申立て)

第39条 特定不正行為が行われたものと認定された対象研究者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して異議申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による異議申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が第24条に定める悪意に基づく告発と認定された告発者（対象研究者の異議申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項に準じて異議申立てをすることができる。

3 前2項の異議申立てがあったときは、総括責任者は、当該異議申立てについて、第28条に定める調査委員会に付託する。

4 前項において、総括責任者は、新たに専門性を要する判断が必要と認める場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。

5 前項に定める新たな調査委員は、第28条第2項に準じて指名する。

6 調査委員会は、本条第3項の付託を受けた場合であって、当該事案の再調査を行うまでもなく、異議申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、総括責任者に報告する。

7 前項の報告を受けた総括責任者は、異議申立人に対し、異議申立てを却下する旨の決定を通知するものとする。また、調査委員会がその異議申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと判断した場合は、以後の異議申立てを受け付けないことを併せて通知できる。

8 調査委員会は、本条第3項の付託を受けた場合であって、異議申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、総括責任者に報告する。

9 前項の報告を受けた総括責任者は、異議申立人に対し、その決定を通知するものとする。

10 総括責任者は、対象研究者から異議申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から異議申立てがあったときは対象研究者に対して通知するものとする。また、その事案に係る配分機関及び関係省庁に通知する。異議申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第40条 前条第8項に基づき再調査を行う場合には、調査委員会は、異議申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと異議申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 前項に定める異議申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続きを打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに総括責任者に報告する。

3 前項の報告を受けた総括責任者は、異議申立人に対し、再調査の打ち切りに係る決定を通知するものとする。

4 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して概ね50日以内に、第38条第1項の調査の結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに総括責任者及び人事部長に報告するものとする。

5 総括責任者は、本条第2項又は第4項の報告に基づき、速やかに、再調査手続きの結果を告発者、対象研究者及び対象研究者以外で特定不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。対象研究者が機構以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第41条 総括責任者は、特定不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、特定不正行為に関与した者の氏名・所属、特定不正行為の内容、機構が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

3 前項にかかわらず、特定不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

4 特定不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者として

わかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書きにおける公表内容は、特定不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、対象研究者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

6 総括責任者は、第24条に定める悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(調査等に係る事務)

第42条 研究上の特定不正行為に係る調査等に関する事務局は、総務部において処理する。

第8章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第43条 総括責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、対象研究者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 総括責任者は、配分機関から、対象研究者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第44条 総括責任者は、特定不正行為に関与したと認定された者、特定不正行為が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部または一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下、「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第45条 総括責任者は、被認定者に対して、特定不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を総括責任者に行わなければならない。

3 総括責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するも

のとする。

(措置の解除等)

第46条 総括責任者は、特定不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、異議申立てがないまま申立期間が経過した後又は異議申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 総括責任者は、特定不正行為が行われなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第47条 総括責任者は、本調査の結果、特定不正行為が行われたものと認定された場合は、当該特定不正行為に関与した者に対して、法令、就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 総括責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第48条 倫理委員会は本調査の結果、特定不正行為が行われたものと認定された場合には、総括責任者に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下、「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。

2 総括責任者は、前項の勧告に基づき、関係する研究倫理教育責任者に対し、是正措置等を取ることを命ずる。また、必要に応じて、機構全体における是正措置等をとるものとする。

3 総括責任者は、第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

第9章 その他

(学生の取扱い)

第49条 機構において大学の要請に応じ大学院教育協力として受け入れる学生（この条において以下、「学生」という。）については、この規程に基づく研究倫理教育を受講することができる。

2 学生の所属する大学から研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関する協力要請があった場合には、当該学生を受け入れた研究教育倫理責任者は、当該大

学と協議の上、これに協力する。

3 学生に関する特定不正行為の告発があった場合、当該学生の所属する大学と協議の上、必要に応じ、機構において第4章から第8章に定める手続き等に準じ特定不正行為の調査等を行う。

第10章 雑則

(雑則)

第50条 本規則に定めのない事項については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学省)その他競争的資金制度に係る政府の指針、申し合わせ文書等を参考に、適切に対応するものとする。

附 則

この規程は、平成19年8月29日より施行する。

附 則(平成26年9月3日 規程第26-40号)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月12日 規程第27-6号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月16日 規程第27-52号)

第1条 この規程は、平成27年7月16日から施行する。

第2条 前条にかかわらず、第5条第4号及び第5号、第11条、第12条並びに第13条は、平成27年9月1日から施行する。